

## 海外ボランティアプログラム参加誓約書 (本人控え)

私は、特定非営利活動法人 国際文化青年交換連盟日本委員会（以下、「ICYEジャパン」という。）を通して、  
〇〇 へ20〇〇年 〇〇月から 半年間/1年間(該当期間を〇で囲む)の海外派遣プログラムに参加することを承諾します。 つきましてはICYEジャパンのミッションやICYE憲章を理解し、活動することを誓約します。そして、以下に記載された条項を十分理解し承諾、遵守することを本人および保証人の署名捺印を持って誓約を致します。

(規則等の遵守)

1. 派遣生はICYEプログラム参加期間中の行動は全て自己責任を伴うことを十分理解し、ICYE連盟本部(以下、「ICYE連盟」という。)各派遣先国ICYEおよびICYEジャパンが定めたプログラムと規則等を遵守します。

(現地の慣習等の尊重)

2. ICYEジャパンからの派遣生(以下、「派遣生」という。)は各派遣先国によって政治、文化、宗教、生活習慣が異なることに留意し、プログラム参加期間中は人間関係については特にその国の慣習に従うことを優先します。

(参加条件)

3. 派遣生は以下の条件を満たしていることを参加条件とします。
  - (1) 心身ともに健康であること
  - (2) 年齢、語学への関心等、ICYEジャパンが定める参加基準に合致していること
  - (3) ICYEジャパンが実施する事前オリエンテーションに参加すること
  - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力ではないこと、関わりが無いこと

(派遣プログラムの中止及び帰国命令)

4. 派遣生は第1条に記述した各派遣先国ICYEおよびICYEジャパンが定めた各規則に違反し、又はプログラム活動(ICYEジャパンおよび派遣先国が提供する参加必須プログラムや研修オリエンテーション及びボランティア活動)への欠席、不法行為、犯罪行為等を行った場合、ICYEジャパンまたは派遣先国委員会より派遣プログラムの中止及び帰国命令を受けることがあります。この場合、その行為を行った国の委員会の指示に従って行動します。

(中止等の場合における参加費の返還)

5. 前項により参加中止や帰国を命令された場合、派遣生はICYE連盟、派遣先国ICYE委員会及びICYEジャパンに対し参加費の返金請求を含め、一切の異議は述べないことを約束します。但し、派遣生は、派遣先の天災、政治的条件(戦争、革命など)のため、ICYE連盟またはICYEジャパンの判断により帰国せざるを得なくなった場合は、参加費(登録料を除く)をプログラムの日数で除した1日当りの金額に、本来のプログラムの日数から日本出国日から派遣先国出国日までの日数を控除して算出された日数を乗じた金額の返還をICYEジャパンに請求できることとします。(返還額=参加費÷365×残日数 ※千円未満は切り捨て)

(入出国日の遵守)

6. 派遣生は派遣先国への申請の査証の都合上、出国、入国はいずれも定められた期日を必ず守るものとします。個人的な希望で出入国の時期を変更する場合は派遣先国ICYE委員会とICYEジャパンの指示に従います。また、航空券日程が決まり次第、速やかに渡航日程およびEチケットをICYEジ

ャパンに連絡します。

(自己責任)

7. 派遣生は、申込に際し各国や渡航状況のことをよく調べ、派遣生自身で納得した上で派遣プログラムへの参加不参加、希望渡航国や出発日を決定します。保護者・家族からの承認も得てからの申込とし、派遣手続きに関わることにについて保護者を含む第三者からの抗議・変更・キャンセル等はICYEジャパンでは受け付けしないこととします。

派遣生は、国内での手続き(パスポート、査証、航空券手配、予防接種)を派遣生自身で責任を持って取り組み、派遣先国ICYE委員会から要求された資料は速やかに提出し、求められた手続きを期限内に行うこととします。決められた期限内に派遣生によって行われなかったことによる出発日の遅延、損害については、一切異議を申し立てないこととします。

(渡航に関する意思決定)

8. 派遣生が希望する派遣先国によっては治安や伝染病などに関し、注意を必要とする場合があります。ICYEジャパンは希望派遣国に関する入手できる範囲の情報を派遣生に提供するものとします。しかし渡航に関する最終決定は派遣生本人の判断によるものとします。また参加を取り止める場合は、第10条のキャンセル料の規定に従います。

(プログラム参加費および申込金の支払い)

9. 派遣生は以下に記載したプログラム参加費および登録料(申込金)を指定期日までにICYEジャパンが指定した口座に全額振込むものとします。期日までに指定の金額の支払いがされない時は、プログラム参加をお断りする場合がございます。参加費についての疑問点は、事前オリエンテーションなど渡航前に確認するものとし、派遣先国への渡航後はICYE連盟、派遣先国ICYE及びICYEジャパンに対し参加費の返金請求を含め、一切の異議は述べないことを約束します。

I 支払うべき総額 〇〇円

II 支払う費用、参加費(一括金額)及び支払期日

登録料	〇〇円	支払期日: 20〇〇年〇〇月〇〇日
参加費	〇〇円	支払期日: 20〇〇年〇〇月〇〇日

※3回までの分割支払いは可能とし、分割支払いを希望の場合はICYEジャパンに事前に連絡をし、上記指定の参加費支払期日までに全額を振込むこととします。

<振込先>

三菱東京UFJ銀行 麻布支店 (普) 4587184 特定非営利活動法人 国際文化青年交換連盟 日本委員会
--

(キャンセル料)

10. 派遣生の個人的な理由並びにICYE連盟、派遣先国ICYE委員会及びICYEジャパンの責めに帰すことのできない事情に起因して、派遣生が出発前に参加を取り止めた場合(ICYEジャパンが紹介した渡航先やボランティア先が派遣生の希望どおりではなかったことを理由とする場合を含む)、ICYEジャパンに対し、下記のキャンセル料を支払うものとします。なお、下記の区分にかかわらず、出

発日から100日前よりも後に申込みを行った者が登録料入金日の翌日から7日間以内に申込みをキャンセルしたときはAが適用されるものとします。

区分	キャンセル料
A. 登録料入金日の翌日から7日間以内	キャンセル料は発生しない
B. Aを経過後、出発日の100日前まで	参加費の20%及び登録料相当額
C. Bを経過後、出発日の30日前まで	参加費の40%及び登録料相当額
D. Cを経過後、出発日の2日前まで	参加費の80%及び登録料相当額
E. 出発日1日前以降	参加費の100%及び登録料相当額

(渡航費用の自己負担)

11. 派遣生は参加費以外に、渡航手続きにかかる費用（パスポート申請、更新、査証申請、更新）、往復航空運賃、出発する国の空港までの往復交通費、空港税、予防接種費用、健康診断費用、及び国内オリエンテーション参加に伴う交通費、個人的諸費用等を負担するものとします。

(派遣期間中の事故等)

12. 派遣生は派遣期間中万が一、事故、事件等に遭遇した場合は速やかに派遣先国委員会及びICYEジャパンに連絡するものとします。また、派遣期間中の事故等に備え、各国の日本大使館へ滞在申請を行います。

(報告)

13. 派遣期間中に問題が生じた場合若しくはその危険がある場合は、派遣生は以下の順位で速やかに報告するなどの対応をするものとします。ただし、深刻な問題以外については、まずは自主的に派遣先国内での解決に努めるようにします。派遣生の自主的解決が可能な問題について、ICYEジャパンが過剰な対応を余儀なくされたときは、負担に応じた事務処理費用を派遣生に請求する可能性があることを承諾します。
- a)ホストファミリー、ボランティア先やICYE派遣生仲間などの受け入れ関係者  
→b)派遣先国ICYE委員会 →c)ICYEジャパン →d)ICYE連盟本部

(身分証明書等の携行)

14. 派遣期間中は常にICYE連盟発行の身分証明書 (Participation Card)、パスポートの原本もしくはコピーを携帯し、また本誓約書のコピーも派遣先国へ持参するものとします。

(補償)

15. プログラム参加に伴って生じる派遣生自身及び派遣生の身の回りに対して被った損害・損失については海外保険で請求できる範囲内を除き、ICYE連盟、派遣先国ICYE委員会及びICYEジャパン対して一切の補償請求はできないものとします。日本および派遣先国側の政治的または社会的な問題によって査証取得が無効になったり、事前情報が変更されたりしたために、プログラムが中止または変更された場合であっても、ICYE連盟、派遣先国ICYE委員会及びICYEジャパンへの責任追及はできないものとします。

(プログラム終了後の帰国)

16. 派遣生は、派遣プログラムの終了後もしくは派遣先国ICYE委員会の規定する帰国日には、必ず日本へ直帰するものとします。但し、ICYE連盟が定める下記の下記の所定手続き条件を完了した場合、帰国日程の調整をすることができるものとします。

- A. 事前に派遣先国ICYE委員会、ICYEジャパン、保証人、ICYE連盟本部の承諾を得る。  
B. ICYE連盟国際事務局に定められた期日までに所定の用紙に必要事項記入の上、提出する。

- C. 帰国に至るまでの旅程、交通手段を派遣生の責任の下で手配をする。

(違反)

17. 派遣生が本誓約書に違反した場合、それによって派生した事柄については、全て派遣生の自己の責任で処理するものとします。

(保証人)

18. 保証人は、ICYEプログラムへの参加に伴う派遣生のICYEジャパンに対する一切の債務の履行を保証するものとします。

(合意管轄)

19. 派遣生とICYEジャパンとの間で紛争が生じたときは、ICYEジャパンの本部が所在する地域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本状は3通を作成し、ICYEジャパン、派遣生本人および保証人が夫々記名押印した上で1通ずつ保管するものとします。

2000年 月 日

特定非営利活動法人国際文化青年交換連盟日本委員会  
(NPO法人 I C Y E ジャパン)  
東京都新宿区北新宿1-7-21高澤ビル901号  
理事長 村野 繁 印

派遣生住所

派遣生氏名

印

保証人住所

保証人氏名

印

(派遣生との続柄 \_\_\_\_\_)